

「9月検針」の対象の考え方

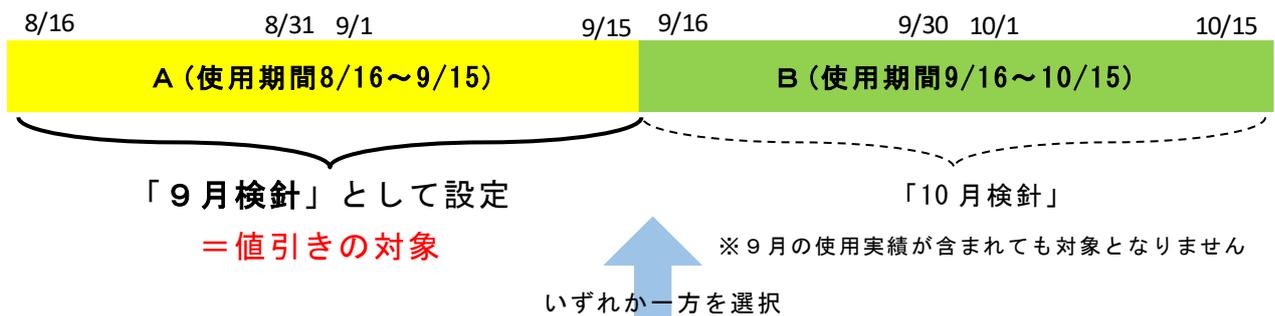
島根県LPガス価格高騰緊急対策事業申請要領の1ページに記載のある「令和5年9月使用を1日以上含んだ期間の検針分」(以下、「9月検針」)の考え方は以下のとおりです。

1. 原則

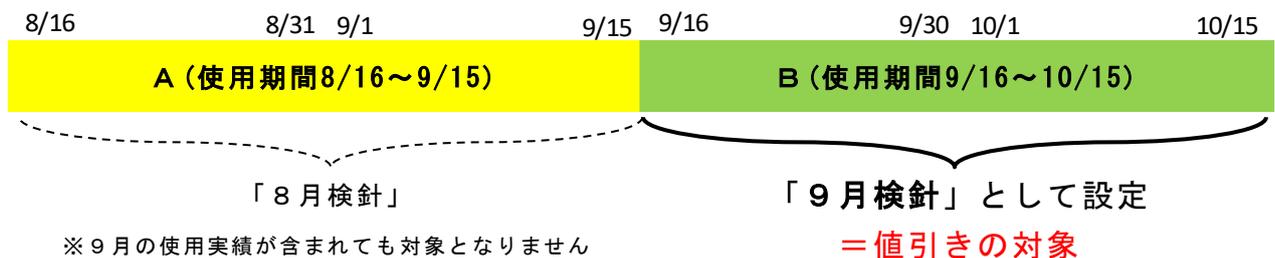
8月～9月使用分に対して請求が発生する検針、9月～10月使用分に対して請求が発生する定例の検針のいずれか一方を「9月検針」として設定し、そこで請求が発生する消費者を値引き対象者としてください。

※ 下図の使用期間は例ですので、実際の使用期間は自社の検針日に合わせるなどして設定してください。

[例1]



[例2]



値引きの対象期間中に途中解約をした消費者や新規契約者の値引き実施の有無については、値引き対象期間の検針が終了し、請求額が確定した段階で値引きが行えるかどうかで判断してください。

(請求が発生しない場合は値引きを行う必要はありません。)

2. 特例

8月～9月使用分に対して請求が発生する検針、9月～10月使用分に対して請求が発生する定例の検針のいずれか一方で請求が発生する消費者に加え、下記の【条件】を満たす場合、9月に使用実績のある対象者について、「9月検針」の値引きの対象者（特例）として取扱い、値引きを行うことも認めます。

なお、この特例対応をするかは販売事業者の判断とします。

また、特例対応をする場合は初回申請のときに事務局に連絡してください。

【条件】

実績報告（一覧表）で、特例の実績を9月分実績としてとりまとめて記載し、以後、10月分、11月分を同様に報告できること。

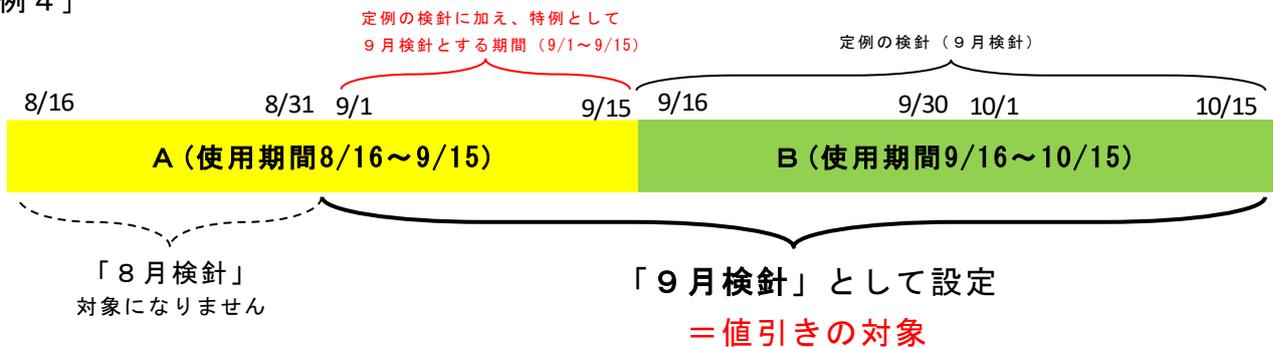
[留意事項] 例3の場合は、毎月の実績報告が、実質ひと月遅れとなることに注意してください。申請期限は令和6年1月10日です。

※ 下図の使用期間は例ですので、実際の使用期間は自社の検針日に合わせるなどして設定してください。

[例3]



[例4]



以上